

○千葉大学寄附講座及び寄附研究部門規程

平成16年4月1日

制定

最近改正 平成30年8月1日

(趣旨)

第1条 千葉大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置については、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする本学が受入れる寄附金を有効に活用し、本学の自主性及び主体性の下に本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するもので、国立大学法人千葉大学奨学寄附金受入規程に基づく寄附者からの寄附金により教員給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- 二 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するもので、国立大学法人千葉大学奨学寄附金受入規程に基づく寄附者からの寄附金により教員給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- 三 部局 各学部、各研究科、各研究院、附属図書館、医学部附属病院、各共同利用教育研究施設、各基幹、各機構及び国際共同教育研究施設をいう。
- 四 部局長 前号の部局の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から依頼があった場合には、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、寄附者から寄附講座等の設置の申込みがあった場合、当該寄附講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、教授会又は教授会に

準ずる機関等の議を経て、その設置を学長に申請することができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 寄附講座等設置申込書（様式第1号）

二 寄附講座の概要（様式第2号）又は寄附研究部門の概要（様式第3号）

三 担当教員の履歴書（様式第4号）及び就任承諾書（様式第5号）

（設置内容の変更）

第6条 部局長は、寄附者から寄附講座等の設置内容の変更の申込みがあった場合、当該寄附講座等の設置内容の変更が本学の教育研究等に支障がないと認めるときは、教授会又は教授会に準ずる機関の議を経て、その設置内容の変更を学長に申請することができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 寄附講座等設置内容変更申込書（様式第6号）

二 担当教員の設置内容変更承諾書（様式第7号）

（設置及び設置内容変更の決定）

第7条 学長は、前2条の申込みがあった場合は、寄附講座等の設置又は設置内容の変更を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により寄附講座等の設置又は設置内容の変更を決定したときは、その旨を当該部局長に通知するものとする。

（存続期間）

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続きは、設置の例による。

（成果の公表）

第9条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該教育研究の成果の概要をとりまとめ、学長に報告するとともに、公表するものとする。

（担当教員）

第10条 寄附講座及び寄附研究部門を担当する教員（以下「担当教員」という。）の選考は、国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程に準じて行うものとする。

2 担当教員は、国立大学法人千葉大学客員教授等称号付与規程に定めるところにより、客員教授、客員准教授又は客員研究員と称することができるものとする。

（構成）

第11条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当者1人を単位として構成するものとする。

(職務内容)

第12条 担当教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

(経理等)

第13条 寄附講座等に係る経費は、国立大学法人千葉大学奨学寄附金受入規程に定めるところにより寄附金として受入れ、国立大学法人千葉大会計規程により経理するものとする。

2 前項の寄附講座等に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を受け入れることができる。

(発明に係る特許等の取扱い)

第14条 担当教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程及び国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する

様式第1号(第5条関係)

寄附講座等設置申込書

平成 年 月 日

国立大学法人千葉大学長 殿

寄附者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、法人名、職名及び氏名)

下記のとおり寄附講座等の設置を申込みます。

記

- 寄附講座等名
- 設置目的
- 寄附講座等の設置期間
- 寄附講座等の運営経費等  
(例) 寄附講座等の運営に必要な一切の経費(教員の給与, 研究費, 旅費, 研究設備等)  
を寄附金により負担する。
- 寄附金額  
総額 円
- 寄附の方法

様式第2号(第5条関係)

寄 附 講 座 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員名及び職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要(カリキュラムを含む。)
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

様式第3号(第5条関係)

寄 附 研 究 部 門 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附研究部門の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員名及び職名
- 10 寄附研究部門の研究目的及び研究課題
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

様式第4号(第5条関係)

履 歴 書				
ふりがな 氏 名		男・女	本籍地	
生年月日 (年 齢)	年 月 日	生 (歳)	現住所	
学 歴				
年 月	事 項			
職 歴				
年 月	事 項			
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
受 賞 歴				
年 月	事 項			
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
氏 名 印				

(注)

- 1 「学歴」の欄には、大学若くは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められている学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄には、職歴すべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野に関連した事項についてのみ記入すること。

様式第5号(第5条関係)

就 任 承 諾 書

平成 年 月 日

国立大学法人千葉大学長 殿

氏 名 印

私は、千葉大学〇〇〇〇〇〇〇寄附講座設置の上は、当該寄附講座担当の教員として  
平成 年 月 日から就任することを承諾します。

(注) 寄附研究部門については、これに準じて作成すること。

様式第6号(第6条関係)

寄附講座等設置内容変更申込書

平成 年 月 日

国立大学法人千葉大学長 殿

寄附者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、法人名、職名及び氏名)

下記のとおり寄附講座等の設置内容の変更を申込みます。

記

- 1 寄附講座等名
- 2 設置内容の変更箇所
- 3 設置内容の変更理由

様式第7号(第6条関係)

寄附講座等設置内容変更承諾書

平成 年 月 日

国立大学法人千葉大学長 殿

氏名 印

私は、千葉大学〇〇〇〇〇〇〇〇寄附講座設置内容の変更に伴う下記の件について承諾  
します。

記

(注) 寄附研究部門については、これに準じて作成すること。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)